

大阪府大阪市の提案について

令和3年11月29日
厚生労働省医政局

医師・看護師国家試験の概要

- 以下の理由から、医師・看護師国家試験においては日本語による診療能力等を求めている。
 - ✓ 医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであり、医師及び看護師等は、医療の提供に際して、患者の詳細な情報の聴き取り、診断内容の説明、様々な医療職種とのチーム医療の実現に向けた円滑なコミュニケーション等のために、医療に関する専門用語を含め、日本語を正確に理解し、医療の現場で日常的に使用できる能力(読解力・記述力・発話力)を要求している。
 - ✓ また、医師の任務は医療の提供に留まらず、公衆衛生の向上等も担うことから、保健所等関係各所との日本語による円滑なコミュニケーションの能力は重要だと考えている。

大阪府大阪市の提案

英語による医師・看護師国家試験の実施

実現したいサービス内容

- 外国人医師・看護師の活躍の場を増やし①、外国人患者にとっては母国語で医療を受けられる②とともに、日本人患者にとっても国内に居ながらにして外国人医師等による高度な医療を受けることができる環境をつくる③ため、外国人にとって高いハードルとなっている日本語での受験義務を課さず英語での受験を認める。

規制改革提案

- ① 医師・看護師国家試験について、英語による実施区分を設ける。
 - ・ 受験できるのは、外国の医学校を卒業した者又は外国で医師免許を取得した者で、下記の②に記載する基準により、医師国家試験受験資格認定を受けた者
- ② 医師・看護師国家試験の受験資格について、外国の学校を卒業した人および外国で医師・看護師免許を取得した人の認定に際して、次の2点の規制改革を提案する。
 - 1) 書類審査のうち、日本語能力を証する書類をN2の認定を受けたことを証する書類とする。
 - 2) 日本語診療能力調査(医師のみ)の受験を不要とする。

本日の議題に対する基本的な考え方

- 厚生労働省としては、ご提案いただいている規制改革提案については実現が難しいと考えているところ、実現したいサービス内容については、以下の方法による解消を提案したい。
- ①「外国人医師・看護師の活躍の場」については、
 - ✓ 二国間協定に基づく英語の医師国家試験による外国医師の受入れや、臨床修練制度を活用いただいてはどうか。
- ②「外国人患者が母国語で医療を受けられる」については、
 - ✓ 多言語対応の観点からも、厚生労働省として実施している「外国人患者受入れ環境整備等推進事業」等を活用いただいてはどうか。
- ③「日本人患者にとっても国内に居ながらにして外国人医師等による高度な医療を受けることができる環境」については、
 - ✓ 現状では国内に限定されるが、高度な医療技術を有する外国医師が、日本の医師免許を持たなくても診療・治療に従事可能となる臨床教授制度を活用いただいてはどうか。